

「当座勘定規定」の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、このたび筑邦銀行は、平成 30 年 10 月 9 日（火）からの「全銀システムの稼働時間拡大」により、他行振込における 24 時間 365 日の即時入金を実現するのに伴い、当座預金勘定への振込における即時入金の開始にあたり、「当座勘定規定」の一部を以下のとおり改定いたします。

なお、この取扱いは、既にお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

- 1 改定日  
平成 30 年 10 月 9 日（火）
- 2 対象規定  
「当座勘定規定」（一般当座用・個人当座用）
- 3 改定内容  
(1) 第 9 条 支払の範囲  
(2) 第 28 条 「規定の変更」を追加

改定前	改定後
第 9 条 支払の範囲 ①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。  ②手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条 支払の範囲 ①同左  <u>②呈示された手形、小切手は呈示日の 15 時まで</u> <u>に当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15 時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</u>  ③手形、小切手の金額の一部支払はしません。
	第 28 条 「規定の変更」を追加 <u>①この規定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。</u> <u>②この規定の内容については、契約者に通知することなく変更できるものとします。当行が変更内容を契約者に通知する場合は、ホームページへの掲示、その他当行の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。</u>